

令和6・7年度

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要領

（建設工事）

国立国会図書館

令和6・7年度 競争参加資格審査申請について

(建設工事)

国立国会図書館

1. 受付期間 令和5年12月18日(月)～令和6年1月31日(水)
(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。)
◎上記期間後も随時受け付けます。
2. 受付場所 国立国会図書館東京本館 本館4階 総務部会計課調達係
〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1 電話03-5532-1076
原則郵送(書留郵便、レターパック等配達記録が確認できるものに限る。)での受付とします。封筒の表に「令和6・7年度競争参加資格審査申請書類在中」とお書き添えください。
3. 官報公示 令和5年11月13日
4. 審査基準日 経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了の日
5. 申請書の様式 国立国会図書館のホームページより様式をダウンロードしてください。
国立国会図書館ホームページ (URL <https://www.ndl.go.jp>)
→調達情報→公共工事関係→競争参加資格
6. 提出書類
 - (1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)
 - (2) 総合評定値通知書の写し
 - (3) 業態調書
 - (4) 営業所一覧表
 - (5) 工事経歴書(経営規模等評価申請書等に添付した工事経歴書の写しで可)
 - (6) 納税証明書(国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2又はその3の3)の写し
 - (7) 建設共同企業体協定書の写し(申請者が経常建設共同企業体の場合)
 - (8) 共同企業体等調書(申請者が経常建設共同企業体又は官公需適格組合で総合点数の特例扱いを希望する場合)
 - (9) 委任状(行政書士等による代理申請をする場合)
 - (10) 受付票
 - (11) 返信用の定形封筒(申請者名及びその所在地を明記し、返信用切手を貼付したもの)

◎提出書類のうち、(1)～(9)はA4版フラットファイル(色は自由)に綴じ、(10)、(11)は、綴じずに提出すること。

◎ファイルの表紙及び背には題名「令和6・7年度競争参加資格審査申請書（建設工事）」及び「商号又は名称」を明記すること。（手書き可）

（表紙例）

令和6・7年度競争参加 資格審査申請書(建設工事)
〇〇建設（株）

（背例）

令和6・7年度競争参加資格審査申請書（建設工事）
〇〇建設（株）

} 上部 1cm あける

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）作成の手引き

1 申請書・添付書類の記載事項の基準日

申請書・添付書類の記載事項の基準日は、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前に受けた経営事項審査の審査基準日（ただし、「営業所一覧表」は申請日現在）とする。

2 申請書（建設工事）の作成方法

(1) 「01 1 新規／2 更新」

該当する申請区分の番号（1 又は 2）に○印を付す。

なお、国立国会図書館に対して過去に何度か申請したことがあっても、前回（令和 4・5 年度）の申請を行っていない場合は（1 新規）となる。

(2) 「02 建設業許可番号」

許可を受けている建設業の番号（8 桁）を総合評定値通知書（申請日の直近のもの）から転記する。

(3) 「03 適格組合証明」

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項第 4 号に該当する組合である場合には、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。

(4) 「05 法人番号」

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 39 条第 1 項又は第 2 項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された 13 桁の法人番号を記載すること。

(5) 「06 本社(店)住所」から「12 本社(店)FAX 番号」

次により左詰めで記載する。

①フリガナの欄は、カタカナで記載すること。

②「06 本社(店)住所」欄での丁目、番地は「-（ハイフン）」により省略して記載すること。

- ③「07 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下記の略号を用いること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	経常建設協働企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財団法人		一般社団法人		公益財団法人		公益社団法人		特例財団法人	特例社団法人
略号	(一財)		(一社)		(公財)		(公社)		(特財)	(特社)

(6)「13 メールアドレス」

国立国会図書館から種々の連絡に対応できるアドレスを記載すること。なお、メールアドレスを持っていない場合、「なし」と記載すること。

(7)「14 申請代理人」

行政書士等が代理申請する場合に使用する。

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を作成し提出する場合は本欄への記載は不要である。

(8)「15 外資状況」

外資系企業（日本国籍会社を含む）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に○印を付するとともに、[]内に外国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、「2 日本国籍会社（外資比率 100%）」とは 100 パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

(9)「16 営業年数」

競争への参加を希望する工事の種類（以下「競争参加資格希望工種」という。）に係る建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日（2 業種以上のときは最も早い開始日）から審査基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を控除した期間（1 年未満切捨て）を記載する。

なお、経常建設共同企業体（以下「共同企業体」と略す。）の場合は同算定方法による各構成員の平均年数（1 年未満切捨て）を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は同算定方法による組合及び審査対象者の平均年数（1 年未満切捨て）を記載する。

(10)「17 総職員数」

雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のもの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のもの数を加えた数を記載する。

(11) 「18 設立年月日（和暦）」

登記事項証明書記載の設立年月日を記載すること。

(12) 「19 みなし大企業」

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「下記のいずれかに該当する」にレ点を入れ、上記に該当しない場合は「該当しない」にレ点を入れること。

(13) 「20 完成工事高」

ア 「②年間平均完成工事高」

競争参加資格希望工種ごとに完成工事高を記載するほか、これら以外の完成工事高を「その他」に一括して計上する。「②年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書における「完成工事高 ○年平均」と同じであり、「合計」は、総合評定値通知書の合計と一致する。。

なお、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載する。

また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は当該組合及び各審査対象者の完成工事高合計金額をそれぞれ記載する。

イ 「③資格希望工種・希望部局」

次の部局ごとに資格を希望する工種に○印を付する。

01 東京本館（東京都千代田区永田町 1-10-1）

02 関西館（京都府相楽郡精華町精華台 8-1-3）

3 添付書類の作成方法

(1) 総合評定値通知書の写し

建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の 4 に規定する通知書。審査基準日（経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了の日）が競争参加資格審査の申請をする日の 1 年 7 月前の日以降のものに限る。

※公共工事を請け負う事業者は、経営事項審査を受けることが義務付けられている（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項）。経営事項審査の審査基準日は、原則として経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了の日であり、当該審査基準日から 1 年 7 月の間、公共工事の請負契約をすることができる（建設業法施行規則第 18 条

の2)。

なお、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）第1の4の1（1）に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、（2）に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び（3）に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。

ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証する書類（社会保険料納入証明書、領収証書の写し等）を併せて提出するものとする。

なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書の写しをそれぞれ提出する。

(2) 業態調書

(3) 営業所一覧表

(4) 工事経歴書

この3様式については申請日現在で作成するとともに、各様式の末尾にある記載要領に従って記載することとする。なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。

業態調書（その3）の資本関係に関する事項中、親会社については、建設業者に限らず持株会社等も記載するが、親会社が1社以上ある場合には関係が近いもの（会社法第2条の4の親会社を優先）から2社を記入するとともに、当該親会社が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続中の会社である場合には、該当欄に○印を付す。なお、該当する親会社又は子会社がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記載する。また、役員の兼任に関する事項には、同一入札の参加制限対象となる役員についてのみ記入する。なお、該当する役員がない場合には、氏名欄に「なし」と記載する。

工事経歴書の作成に当たっては、共同企業体の場合は共同企業体として施行した工事及び各構成員が施工した工事について、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合として施行した工事及び審査対象者が施工した工事について、それぞれ記載する。なお、工事経歴書については、経営規模等評価申請書に添付した工事経歴書（直前1年分）の写しで代替することができる。

(5) 建設共同企業体協定書の写し（選択書類）

建設事業を共同連帯（ジョイントベンチャー、JV）として営むことを目的として定めた構

成員の協定書の写しをいう。

(6) 共同企業体等調書（選択書類）

共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する申請者が提出する。共同企業体の場合及び官公需適格組合にあつては当該組合のほか各審査対象社が4事業者までの場合（以下「A者の場合」という。）には、共同企業体等調書（その1及びその3）を作成し、これを超える事業者からなる場合（以下「B者の場合」という。）には、共同企業体等調書（その1からその4）を作成して提出する。

各欄については、次により記載する。

ア 「技術職員数」

総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事の種類別の技術職員数を、共同企業体にあつては構成員ごとに、官公需適格組合にあつては当該組合及び審査対象者ごとに、1級、講習受講、監理補佐、基幹、2級及びその他の「①」から「⑩」の各欄にそれぞれ転記し、その合計数値を「計」欄に記載する。A者の場合には、①から⑤までの各欄の合計数値を「⑥or 計」欄に記載する。

イ 「元請完成工事高」

総合評定値通知書の「元請完成工事高」欄に記載されている建設工事の種類別の元請完成工事高を、上記の①の区分により転記する。また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記①の方法により記載する。

ウ 「自己資本額及び利益額」

総合評定値通知書の「自己資本額」欄に記載されている金額を上段に、「利益額」欄に記載されている数値を下段にそれぞれ上記①の区分により転記する。また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記①の方法により記載する。

エ 「経営状況」

総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点（Y）」欄に記載されている点数を上記①の区分により転記する。また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記①の方法により記載する。

オ 「その他評価項目」

総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」欄の「評点（W）」欄に記載されている点数を上記①の区分により転記する。また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記①の方法により記載する。

(7) 納税証明書の写し

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書（その3の3 未納税額のない証明用）の写しをいう。（証明年月日が申請日から3ヶ月以内のものに限る。）

(8) 委任状（選択書類）

代理人（行政書士等）による申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査

の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出する。(正本を提出すること。)

※証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、コピー機・スキャナー等により複写したもので差し支えない。

4 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- (1)申請書の「06 本社(店)住所」欄については、本社(店)の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。
- (2)申請書の「07 商号又は名称」欄については、株式会社等の法人の種類を表す漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要である。
- (3)提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記または添付する。
- (4)申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、審査基準日における出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載する。

5 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録の工事種類に係るものである。

資格審査の申請内容の変更に伴う届出事項及び変更届

(建設工事、測量・建設コンサルタント等の各資格審査共通)

【変更届出事項】

- 1 住 所
- 2 商号又は名称及び電話番号（ファクシミリを含む。）
- 3 代表者（法人である場合においては代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名）
- 4 営業所の名称、所在地及び電話番号（ファクシミリを含む。）
- 5 許可、登録等の状況
- 6 建設業法第12条（廃業等の届出）各号の一に該当することとなったとき

【変更届の様式】

競争参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等）

(注) 変更届出事項に係る添付書類は、次のとおりとする。

- 法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合
商業登記簿の謄本（又は抄本）の写し
- 個人の住所及び氏名に係る変更の場合
住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）の写し
- 許可・登録等の状況に係る変更の場合
許可・登録等の証明書の写し

なお、これら以外の変更届出事項に係る添付書類は不要とする。